

(6) その他の手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (23 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (23 年度決算)	国との 制度比較
扶養手当	①配偶者 13,000 円 ② 22 歳未満の子及び孫 ③ 60 歳以上の父母及び祖父母 ④ 22 歳未満の弟妹 ⑤ 重度心身障害者 ⑥ 特定扶養加算 5,000 円 ⑦ 配偶者のない場合、その内 1 人は 11,000 円 ※②～⑤までは 6,500 円 × 人数	千円 20,528	円 216,084	国と同じ
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える額を支払ってる職員	9,549	265,250	〃
通勤手当	① 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例している職員 ② 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員。 自動車等の使用距離 2 km 以上 5 km 未満 月額 2,000 円 5 km 以上 10 km 未満 月額 4,100 円 10 km 以上 15 km 未満 月額 6,500 円 15 km 以上 20 km 未満 月額 8,900 円 20 km 以上 25 km 未満 月額 11,300 円	3,768	62,796	〃
地域手当	民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に対して支給する。 月額は、給料及び扶養手当の月額に 100 分の 3 を乗じた額	89	88,335	〃
時間外勤務手当	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して支給 勤務 1 時間に対して 100 分の 125 から 150 までの範囲内で支給	18,625	169,318	〃
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して 100 分の 135 から 160 までの範囲内において支給			
宿直手当	勤務 1 回につき 4,200 円常直的な宿直勤務にあつては、月額 21,000 円（現在、職員による宿直は行っていません。）	0	0	〃
管理職手当	課長職・・・月額 62,300 円 参事職・・・月額 51,900 円 補佐職・・・月額 31,700 円	19,147	490,948	〃
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。勤務 1 回につき 12,000 円を超えない範囲内において規則で定める額	244	9,037	〃
寒冷地手当	毎年 10 月から翌年 2 月までの各月の初日において在職する職員のうち規則で定める職員に支給する。 世帯主で扶養親族のある職員 月額 26,380 円 世帯主で扶養親族のない職員 月額 14,580 円 その他の職員 月額 10,340 円	14,965	101,114	〃
子ども手当 (児童手当)	0 歳から 15 歳未満の子どもを養育しているとき ・子ども 1 人につき月額 13,000 円	13,345	261,666	〃

・平均支給年額については、該当人数を割り小数点以下は切り捨てています。

6 特別職の報酬等の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

	給料月額など			期末手当
	( ) 内は減額措置前額	(参考) 類似団体の状況		23 年度支給割合
町長	給料	665,000 円 (700,000 円)	最高 809,400 円 最低 364,500 円	3.95 月分
副町長		570,000 円 (600,000 円)	最高 671,700 円 最低 365,000 円	
教育長		532,000 円 (560,000 円)	最高 — 最低 —	
議長	報酬	250,000 円	最高 364,000 円 最低 220,000 円	3.95 月分
副議長		200,000 円	最高 285,000 円 最低 168,100 円	
議員		176,000 円	最高 263,000 円 最低 135,800 円	
		算定方式		支給時期
町長	退職手当	給与月額 × 483/100 × 勤続年数		任期毎
副町長		給与月額 × 305/100 × 勤続年数		任期毎
教育長		給与月額 × 267/100 × 勤続年数		任期毎